

令和6年7月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和6年7月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和6年7月4日（木）午後4時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第17号 市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例施行規則の一部改正について
議案第18号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 5 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第17号 市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例施行規則の一部改正について
議案第18号 市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について
- 5 出席者

教育長	勝山	浩司
委員	山元	幸恵
委員	大高	究
委員	田中	大介
委員	駒	久美子
- 6 欠席者

委員	広瀬	由紀
----	----	----
- 7 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
------	----	----

生涯学習部長	板垣	道佳
生涯学習部次長	六郷	真紀子
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	池田	淳一
学校教育部次長	小島	信也
教育総務課長	益子	隆史
教育施設課長	竹林	英介
青少年育成課長	舘野	裕之
社会教育課長	渡邊	雅直
中央図書館長	米田	有貴子
考古博物館長	小笠原	勝海
義務教育課長	小林	義行
学校安全安心対策担当室長	大熊	和男
学校環境調整課長	三浦	将之
指導課長	関原	一久
就学支援課長	生澤	治
保健体育課長	清水	秀峰
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	横田	礼名

8 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	副主幹	新田	伸子
//	副主幹	稲葉	京子
//	主 査	福井	輝

○教育長

それでは、ただ今から、令和6年7月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案2件でございます。日程に従い議事を進めます。まず、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、山元幸恵委員と駒久美子委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。続きまして、「議事の進行を行う委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定によりまして、教育長におきましては、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、どうぞよろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第17号「市川市高等学校、専修学校及び大学入学準備金の貸付けに関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○就学支援課長

就学支援課長です。はじめに、「入学準備金貸付制度」の概要についてご説明いたします。本制度は、高等学校、専修学校及び大学への入学を希望する者の保護者で経済的理由により入学準備金の調達が困難な場合にその経費の一部を無利子で貸し付け、教育の機会均等を図ることを目的に昭和53年に制定されたものです。貸付の対象者は、高等学校、専修学校及び大学への入学を希望する者の保護者で、本市に居住し、「住民基本台帳法に基づく記録をしていること」、「入学準備金の調達が困難であること」、「連帯保証人があること」を要件としております。申請期間は、原則として毎年度10月1日～翌1月末日、貸付限度額は10万～50万円で、高等学校、大学等、国公立、私立、それぞれの区分に応じた金額を貸し付けており、卒業後3年以内に返済をしていただいております。この度の改正につきましては、議案の1ページをご覧ください。貸付の際に必要な連帯保証人には、「確実な保証能力を有すること」を要件として求めておりますが、当該要件をより具体的に定めることとしたことから、本規則の一部を改正するものでございます。議案の2ページをお願いいたします。主な改正内容は、1つ目に、新たに連帯保証人の年齢要件を定め、18歳以上65歳未満といたします。2つ目に、連帯保証人に求める収入を、年収130万円以上から所得で200万円以上に見直しを行います。その他、見直しに伴い所要の改正を行うものです。規則の施行日は、令和6年8月1日でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。本案を原案のとおり、決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第18号「市川市少年センター運営協議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案の5ページから6ページをご覧ください。この運営協議会は、教育委員会の諮問に応ずる機関として、15名の委員で構成されております。この委員のうち、辞任願の届けがありました2名の委員を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第6条第1項及び同施行規則第2条の規定に基づき、新たに2名の委員を委嘱するものです。なお、任期につきましては、前任者の残任期間とし、令和6年7月5日から令和7年7月16日までとなります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたしました。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、その他教育委員の皆様から、ご意見、ご要望等がございましたら承りたいと思います。よろしいでしょうか。

これをもちまして、令和6年7月定例教育委員会を閉会いたします。